

(お知らせ)

2022年 3月 22日  
北名古屋市  
西日本電信電話株式会社  
東海支店

## 北名古屋市と西日本電信電話株式会社が 「災害時における相互連携に関する協定」を締結

北名古屋市（市長：長瀬 保）と西日本電信電話株式会社 東海支店（執行役員 東海支店長：安部 真弘）は、本日、災害による大規模な通信障害に対して、連携して早期復旧に努めることを目的とした「災害時における相互連携に関する協定」を、本日締結いたしました。

両者は今後、本協定に基づき、災害時には相互に連携し、通信障害の早期復旧に向け、被害が発生した道路の啓開などを迅速かつ的確に実施します。また、平時におきましても、災害時に備え、通信障害を優先的に復旧させる重要施設情報の共有や、双方が主催する訓練等に積極的に参加してまいります。

### <主な連携内容>

連絡体制の確立
北名古屋市管理道路上の支障物（通信設備）除去の連携
通信障害復旧のための道路啓開の要請
通信障害復旧のための活動拠点の提供
北名古屋市民への通信障害情報・復旧見通しの発信
重要施設情報の共有
電源車等の配置先協議
訓練への積極的な参加

別紙：「災害時における相互連携に関する協定」の概要

以上

※お知らせに記載している情報は、発表日時点のものです。

現時点では、発表日時点での情報と異なる場合がありますので、あらかじめご了承くださいとともに、ご注意をお願いいたします。

## 「災害時における相互連携に関する協定」の概要

### ○連携内容

連絡体制の確立	N T T 西日本は、大規模通信障害の発生時、又はその恐れがある場合、必要に応じて北名古屋市の災害対策本部と連絡体制を確立し連携して通信障害復旧を進める。
北名古屋市管理道路上の支障物（通信設備）除去の連携	北名古屋市、N T T 西日本は、通信設備が北名古屋市管理道路の通行に支障を来した場合に連携して設備の除去を行う。
通信障害復旧のための道路啓開の要請	N T T 西日本は土砂、雪、倒木等により道路の通行ができず、通信障害復旧に支障がある場合は、北名古屋市に対して道路啓開作業を要請できる。
通信障害復旧のための活動拠点の提供	N T T 西日本は、通信障害復旧作業に必要となる活動拠点について、北名古屋市へ協力を要請できる。
北名古屋市民への通信障害情報・復旧見通しの発信	北名古屋市、N T T 西日本は、保有する連絡・通信手段等を利用し、北名古屋市民に対して通信障害情報及び復旧見通し等の情報を適時 適切に発信する。
重要施設情報の共有	北名古屋市は、N T T 西日本に対して、病院、避難所等、優先して通信障害を復旧すべき重要施設について、情報を共有する。
電源車等の配置先協議	N T T 西日本は、北名古屋市と、仮復旧箇所の重要性・緊急性等を総合的に勘案、協議し、通信障害復旧機器を配備する。
訓練への積極的な参加	北名古屋市、N T T 西日本は、本協定に基づく連携を円滑に実施するため、双方が実施する訓練等に、積極的に参加する。

※本表では、西日本電信電話株式会社を「N T T 西日本」と略式にて表記

以 上